

中国対外貿易機構の変遷（Ⅰ）

片 岡 幸 雄

ま え が き

周知のように中国共産党第11期3中全会以後、中国は対外開放政策に転じたが、これにともなって、貿易体制も抜本的に改められてきた。対外政策の枠組なり基軸が根本的に改められれば、従来の枠組なり基軸展開に合わせて編成されていた体制が編成替えされるのは当然のことである。政策遂行自体、政策に合わせて編成された政策遂行組織体制によって、その実体的保証の基礎を確保しうるからである。

対外開放政策に転ずる以前の貿易体制の枠組を総括的に述べるとすれば、統一計画、統一対外の方針の下に、国務院の計画当局が貿易計画を立て、これに基づいて貿易担当部局が直属対外貿易專業総会社に個別的な貿易計画を下達し、貿易計画の計画通りの遂行をおこなうというものであった。対外貿易專業総会社の傘下には、各地方に対外貿易権をもたない分公司、支会社が置かれ、総会社の指揮下で具体的な業務活動を行っていた。

貿易計画といわれるものには、大別して輸出入それぞれ自体の計画と遂行計画の2つが含まれるが、いずれも国家計画委員会が具体的な計画まで確定し、下達するという形をとっていた。もちろん、商品別三級分級管理制度によって、各クラス別に計画管理の権限は委譲されていたが、権源自体はすべて国家計画委員会に集中されていたのである。業務の遂行は、上級の指令下達という方式によって執り行われていた。指令性計画遂行方式と呼ばれる所以である。貿易の国家独占とそれを貫徹するための機構が強固に確立されていたのが、対外開放政策に転ずる前の貿易体制の特質であった。

対外開放政策に転じて以後、従来中央に集中されていた対外貿易権が漸次地方、各部門に下放、移譲されるようになってきた。経済特区が設置され、14沿海開放都市に対外特別優遇措置が与えられ、外資導入が積極的にはかれるようになってきた。新たな政策理念を現実のものとして着実に軌道にのせ、急速な展開をはかっていくために、従来の体制を抜本的に編成替えしなければならないという課題が、ここで急務となってきたのであった。

しかし、この課題は言うは易くして、行うは実に困難な課題である。国内の従来の貿易機構を新たな体制に編成替えし、新軌道にのせるために、従来の機構の一部を撤廃、補充、新設したとしても、これまでの頑強な機構的枠組の中では、改革自体が無実体化されてしまう可能性が強く、改革自体に反対する勢力もある中では、現実には新機軸が打ち立てられないことが屢々であった。

1988年3月開催された第7期全人代第1回会議第3回全体会議において、國務院の機構改革を行うことが決定されたことをうけて、対外貿易面でも抜本的な機構改革が行われた。党第11期3中全会以来段階的、局部的に推し進められてきた貿易体制改革も、國務院の全体的な機構再編成に合わせて、目ざした新しいシステムの本領を本格的に発動させるべく、全面的に機構再編・整備をはかることとなった。これによって、貿易機構も全体的な行政機構と有機的に結合され、新しいシステムを本格的に軌道にのせるための大きな保証をえることとなったわけである。初級段階の社会主義建設における貿易体制改革の第一段階の基本作業が、ここで行われたといえよう。

本稿は、建国以来の中国対外貿易機構の変遷をできるかぎりわかりやすく図式化する形で辿りながら、各々の時代の貿易機構と貿易システムの特徴を整理するのが目的である。筆者は、対外開放政策転換後の中国の貿易体制改革の動向を主として追跡してきた学徒であることから、それ以前の当該問題の研究にかんしては、多くの部分を先達の研究に依らなければな

らない。先達の研究成果の上に、比較的最近明らかになった部分なども踏まえて、いささかの整理を試みてみたい。

I 建国当初の貿易機構—新中国貿易機構構築の開始

1 貿易管理・実務担当機構

1949年10月1日の中華人民共和国成立以前の対外貿易は、華北区、華南区、華東区などといった各解放区別に、地方的・分区的組織機構で行われていた。各解放区では、対外貿易管理局（華東区、華南区では「国外貿易管理局」と呼ばれた）とその所属機関が対外貿易の管理に当たり、海関と商品検驗局も解放区別に管轄されていた。また、外国為替および金銀にかんする管理も分区的に執り行われていたのである。¹⁾

当時各対外貿易管理局が共通して行っていた業務は、つぎのような内容のものであった。

- ①輸出入業者に対する営業許可証の発給
- ②輸出入の各取引に関する許可証の発給
- ③私営輸出入業者の契約締結に対する容喙
- ④輸入税率に対する補足的規定の改廃
- ⑤自己の下部機構としてもっていた公営貿易機関に対する領導²⁾

1949年9月27日、全国政治協商会議第1回全体会議は「中華人民共和国中央人民政府組織法」を通過させた。これをうけて、同年10月1日中華人民共和国の成立とともに、中央人民政府が成立した。同年10月21日政務院が設けられ、この下に財政経済委員会が置かれた。財政部、貿易部、重工業部、人民銀行、海関総署など16部門が、この財政経済委員会の指導をうけるものとして組織されることとなった。³⁾中央人民政府海関総署の設立が同年10月25日、同貿易部の設立が同年11月1日のことであった。⁴⁾

(1) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」(アジア経済研究シリーズ17), アジア経済研究所, 1961年, 16~17頁。

(2) 同上書, 17頁。

(3) 張雲倫編「中国機構的沿革」, 中国经济出版社, 1988年, 36頁。

国内商業と対外貿易両者の国家行政事務処理機関としての地位に立つ中央人民政府貿易部は、1950年3月に定められた「統一全国国営貿易実施弁法」によると、「全国の国営貿易、合作社貿易、私営貿易の国家的総領導機関¹⁵⁾」であり、「各大行政区及び中央直屬市の人民政府貿易部門は中央人民政府貿易部及び当該地の人民政府財政經濟委員會の双方から領導をうける。」¹⁶⁾こととされている。

貿易部は以下の6つの職権をもつ。

- ①中央人民政府政務院財政經濟總計画に基き、国営貿易及び合作社貿易の總計画を起草し、中央人民政府政務院の批准を得て後に実施する。
- ②各全国專業總公司の業務計画及び財務計画を批准しその実施を監督する。
- ③全国の一切の国営貿易資金及び保有商品を管理し調節する。
- ④全国の各大市場の国営貿易公司卸売商品價格を決定する。
- ⑤全国の私営商業を指導し、各級人民政府貿易部門の市場に対する管理工作を指導する。
- ⑥全国的貿易會計法規を頒布する。¹⁷⁾

貿易部は対外貿易全般を管轄する政務院の機関であったが、「関税、出入国、郵便物、外資、為替等の貿易に関係ある業務は財政部、人民銀行、海關總署等の機関があつてそれぞれ分担するから、任意の管轄決定はできず、各部署と同様に中央人民政府委員會を通過した貿易部組織條例に制約される」¹⁸⁾。

-
- (4) 前掲書、17頁。現実の進行は国共内戦過程の中で進行しているので、広州貿易の再開は中華人民共和國成立の1949年10月1日の後の同年12月（広州占領は新國家成立後15日目）で、実際の戦闘は1950年3月の雲南省平定まで続いた（同書、16～17頁）。
 - (5) 外務省調査局第一課編「中共の貿易（資料篇）」、昭和26年、134頁（「全国国営貿易統一実施弁法に関する決定」邦訳本文）。
 - (6) 同上書、134頁（同上邦訳本文）。
 - (7) 同上書、135頁（同上邦訳本文）。

また、貿易部は貿易行政の指揮にあたっては、「直接に各大行政区下の貿易部、工商庁、工商局等に命令を発せず、それらの命令は政務院から大行政区以下の人民政府を經由して当該部局に伝達される」⁹⁾。「貿易部は所管事項についての命令権をもっており、これは委任立法行為と考えられる（政府組織法19條）。ただし政務院はこれを廃棄、修正する権限をもって（同上法15條）」¹⁰⁾。

当然ながら、貿易部は直属の全国国営貿易会社の組織を指揮・管理・監督する。ここで注意を払わなければならないことは、指揮・管理・監督といってもその範囲は広く、指揮・管理・監督方式の如何によって、経済組織論的な意味合いが異なってくるということである。指揮・管理・監督の方式は単一ではない。このことは、貿易体制改革の中で採用されてきた指揮・管理・監督方式と比較してみると明確になる。ともあれ、ここでは上述の1950年3月体制下の指揮・管理・監督方式をみてみよう。

国営会社は以下の大枠の下に経営が行われることになっている。

- ①総会社を頂点とする直属区会社、分公司、支会社の一大系統が独立採算単位とされる。他会社系統または財政部から赤字補填をうけることはできない。
- ②会社はすべて財務計画に基づいて支出する。すべての支出は各単位別に年度計画、4半期計画、月別計画の3種の計画表にまとめられ、総会社を経て貿易部に提出される。貿易部はこれをまとめて人民政府の名において審査し、許可されたものに限り貿易金庫を通じて支払う。
- ③会社は現金を保有する権利をもたない。対私営企業取引については現金（中国人民元）が動くが、この場合一時的に保有する現金も同日中に処理しなければならない。貿易部は中国人民銀行に「貿易金庫」業務を委託し、現金はすべてこの「金庫」口座に払込ませるというシス

(8) 外務省調査第一課編「中共の貿易（沿革、政策篇）」、昭和26年、128頁。

(9) 同上書、同頁。

(10) 同上書、同頁。

テムを組んでいる。⁽¹¹⁾

このような貿易会社の性格は、「自律性はほとんど発見されず、寧ろ行政官庁に類似するものといえよう。しかも系統別、業種別に統率されている各下部機構は上層部の命令を執行するのみで、その裁量行為の範囲は限られている上、財政制度も完全に中央集権的であるから、その活動は経済的であるよりは寧ろ行政的であり、また自律的というよりは他律的（全体目的へ関連させられた一部として）なものである」⁽¹²⁾。

解放区の各地区人民政府時代を経て、中央人民政府貿易部の下に公営会社が国营公司としてまとめていかれる過程をみると、各地区人民政府時代には各人民政府の下に對外貿易管理局（華東、華南両区では国外貿易管理局と呼ばれた）が、すべての貿易を管理していた。⁽¹³⁾ 對外貿易管理局は私営貿易業者の管理と、公営貿易機構の元締としての地位と役割をもっていた。⁽¹⁴⁾ しかし、1950年12月公布された「對外貿易管理暫行条例」の規定によって、對外貿易管理局は貿易部所属機関となり、私営貿易、公私合営貿易のみの管理を担当することとなった。⁽¹⁵⁾

中華人民共和国成立に先んじて、各解放区人民政府は上述の通り對外貿易管理局を置き貿易を統轄していたが、漸次管轄を目的専門別に整備するようになった。例えば華北人民政府の組織では、華北對外貿易公司と各專業公司是工商部が統轄する地位に立つようになり、それまで市政府、省政府、その他地方政府に属していた公司を傘下におさめた對外貿易公司が、各專業公司を間接指揮するという体制となった。⁽¹⁶⁾

1949年12月中央人民政府貿易部に對外貿易現業3公司（中国豚毛公司、

(11) 同上書、164頁。

(12) 同上書、164頁。

(13) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」（アジア経済研究シリーズ17）、アジア経済研究所、1961年、16頁。

(14) 前掲書、138頁。

(15) 同上書、129頁。

(16) 同上書、151頁。なお、1950年3月の「統一全国国营貿易実施弁法」、同年12月（次頁へつづく）

中国油脂公司、中国畜産公司）が置かれ、各解放区人民政府が大行政区人民政府として中央政府の傘下に入るとともに、従来の解放区人民政府所属対外貿易公司是、大行政区の貿易公司としての地位になった。1950年3月体制に入るまでの期間は、中央と大行政区の現業貿易公司是暫時併存関係に立った状態となっていた。¹⁶⁾

1950年3月体制では、中央人民政府貿易部指導の下に、(イ)豚毛総公司、(ロ)土産輸出総公司、(ハ)油脂総公司、(ニ)輸入総公司、(ホ)茶業総公司、(ヘ)礦業総公司的の6大総公司が設けられることになっていたが、¹⁷⁾49年から51年の間に実際には第2図に掲げられる7つの專業公司在設立されている。¹⁷⁾

(イ)中国進口（輸入）公司：

ソ連及び東欧など社会主義諸国との貿易を主管

(ロ)中国進出口（輸出入）公司：

西側資本主義諸国との貿易を主管

(ハ)中国畜産公司

(ニ)中国油脂公司

(ホ)中国茶業公司

(ヘ)中国蚕絲公司

(ト)中国礦産公司

買上げと輸出

この他に1951年に設立された中ソ造船公司、中ソ有色金属公司、中ソ石油公司等の共同企業も貿易業務を営むことができることになっていた。

中央人民政府貿易部直屬の対外貿易專業總公司傘下の大行政区公司、分公司、支公司の系統組織と指導関係は第2図に示される通りであるが、華

の「対外貿易管理暫行条例」を経て、各解放区別に制定、施行されてきた対外貿易管理暫行弁法およびその実施細則は51年2月までに廃止され、この時点で対外貿易管理体制が中央政府に集中され一元化された（宮下忠雄著「中国の貿易組織」（アジア研究シリーズ17）、アジア経済研究所、1961年、17頁、20頁）。

(17) 《中国対外貿易概論》編写組編著「中国対外貿易概論」、対外貿易教育出版社、1986年、251～252頁。万典武著「商業体制改革の探討」、中国商業出版社、1983年、16頁。

北大行政区では区会社が置かれず、総会社が直接に下部機関を指導する。これは当該地域が中央が直轄する関係からであり、この地区では北京市、天津市等の市公司のもつ意義が大きい。⁽¹⁸⁾

なお、東北大行政区の貿易公司については一言付しておかなければならない。中央政府貿易部に全国国営貿易組織ができていた以上は、各大行政区の專業公司是すべから中央の總公司に直接隸属すべきものであり、地方政府から業務上では何の制約もうけないことになっているはずであるが、1950年3月から51年にいたるまでの期間、東北大行政区における專業公司是東北大行政区貿易部を第一次的な上級機関として仰ぎ、中央政府貿易部からの指導をうけるという体制になっていた。これは東北大行政区が政治組織的にも経済組織的にも他行政区よりも先進的であった（例えば貿易は公営貿易に一本化、公司の内部管理も他行政区よりも先進的であった）上に、当該行政区は重工業基地として特殊な意義をもつ地域であったため、全国性の流通組織規格にあてはまらなかったためである。⁽¹⁹⁾

すでに上にも触れたところであるが、1950年12月9日中央人民政府政務院は、国として一本化した「對外貿易管理暫行条例」を公布し、51年2月従来大行政区別に制定、施行されてきた對外貿易管理暫行弁法および実施細則の廃止に踏み切った。1952年2月までに、各大行政区その他地方的行政機関ないし軍政機関の直轄下にあった天津、上海、青島、広州、武漢、福州、旅大の7對外貿易管理局は、中央人民政府貿易部の直接指導下に入るとともに、私営貿易と公私合営貿易のみの管理を担当することになった。

「中華人民共和国對外貿易管理暫行条例」（1950年12月8日中央人民政府政務院第62回政務會議通過成立）では、「輸出入業務を営むこの国の公私營商社および輸出業務を営む工場はすべてその所在地の對外貿易管理局に登録を申請しなければならない。⁽²⁰⁾」と規定されている。また、外国商人や外国商業機構の代表者は「すべてその所在地区の人民政府外事處の審査

(18) 前掲書、165頁。

(19) 同上書、174～177頁。

(20) 外務省調査局第一課編「中共の貿易（資料篇）」、昭和26年、83頁（条例本文）。

と紹介を経てその地区の対外貿易管理局に登録を申請し、中央人民政府貿易部がこれを審査し許可した後、始めて指定の地点で営業することができる。⁽²¹⁾と規定されている。具体的な登録は「進出口廠商營業登記弁法」(1950年12月15日、財政經濟委員会批准)による。

輸出入品は、それぞれ管理目的に合わせて4分類されている。

①輸出品

- (イ)輸入許可品…すべて輸入を許可する品目がこれに属する。
- (ロ)専売輸出品…国家が輸入を一手に扱う品目がこれに属する。
- (ハ)輸入禁止品…政務院財政經濟委員会の決定によらなければ輸入することのできない品目がこれに属する。
- (ニ)特許輸出品…中央人民政府貿易部の特許がなければ輸入できない品目がこれに属する。

②輸出品

- (イ)輸出許可品…すべて輸出を許可する品目がこれに属する。
- (ロ)専売輸出品…国家が輸出を一手に扱う品目がこれに属する。
- (ハ)輸出禁止品…政務院財政經濟委員会の決定によらなければ輸出することのできないものがこれに属する。
- (ニ)特許輸出品…中央人民政府貿易部の特許がなければ輸出できない品目がこれに属する。⁽²²⁾

バーター取引における専売輸出品は、豚毛、大豆、タングステン・錫・鉄・アンチモニー礦石、アンチモニー、鉄鋼、錫及びその製品、錫合金製品である。また、バーター取引における専売輸出品には新品の麻袋がある。⁽²³⁾

「輸出入を営む工場、商社がいかなる貨物を輸入または輸出するにも、

(21) 同上書、83頁（条例本文）。

(22) 同上書、83～84頁。

(23) 富山栄吉著「中国の対外貿易序論」、大東文化大学東洋研究所刊、昭和52年、121～123頁。同書には輸出入許可品目、特別許可品目も掲げてある。なお、宮下忠

（次頁へつづく）

すべて事前にその所在地区の対外貿易管理局に対して輸入または輸出許可証の受領を申請し、審査発行を得て後、始めてそれを証拠としてその他の輸出手続を行うことできる⁽²⁴⁾。したがって、許可証管理の対象になるのは国営の対外貿易会社以外の工場あるいは商社ということになる。国営の対外貿易会社は貿易部に直属し、すでに述べたように内的に強固な管理システムが存在するため、すなわち、専業総会社を頂点とする業務システムでは、固有に各単位が営業活動を行うことはないから、許可証管理の対象に入れる必要がなかったというのが、その理由と考えられる。

輸出入を営む工場、商社は原則として為替取組方式によって貿易を行うことになっているが、貿易部の指定した若干の品目についてはバーター方式またはリンク方式による貿易を行うことができる。この場合には、当該地区の対外貿易管理局にバーター許可証を申請し審査、許可を受けなければならない⁽²⁵⁾。

また、輸出を営む工場、商社が委託販売または代金取立委託の性質をもつ貿易を行う場合にも、所在地区の対外貿易管理局の許可を得なければならない⁽²⁶⁾。

なお、建国当初全国の通商港には合わせて4,600の私営輸出入企業があり、従業員総数35,000人、資本金総額約1億3,000万元で、資本金10万元以上のものは少なく、中小の経営体が大多数を占めた。1950年の私営輸出入企業の総取扱額は輸出入総額の33.12%を占めていた⁽²⁷⁾。

雄教授は輸出入禁止品目の参考として、輸出入郵送物品に対する海関の監督管理弁法の郵送による輸出入禁止品目表を挙げておられる(宮下忠雄著「中国の貿易組織」(アジア経済研究シリーズ17)、アジア経済研究所、1961年、100~101頁)。

(24) 前掲書、84頁(条本文)。

(25) 同上書、84頁(条例)、94頁(バーター貿易管理暫行弁法、1951年3月14日、広州対外貿易管理局施行のもの本文)。

(26) 同上書、84頁(条本文)。

(27) 陳英・王寿椿・許煜編著「中国社会主義対外貿易」、対外貿易教育出版社、(次頁へつづく)

2 為替管理と貿易金融機構

外国為替の管理は、建国後も当分は解放区毎に行われてきた管理のやり方を引き継いだ。各解放区毎の外国為替管理の法定規定は異なっていたが、宮下忠雄教授によれば概ね以下のような共通点があった。

- ①中国人民銀行が中国銀行を指定して、外国為替管理の任務の執行と外国為替業務執行の機構たらしめること。
- ②中国人民銀行が従来信用のあった外国為替銀行（在華外国銀行をもふくむ）を指定して〈指定銀行〉となし、一面、中国銀行を代理して外国為替を売買させるとともに、他面、顧客を代理して外国為替を売買させること（〈指定銀行〉それ自体は、自己のために外国為替を売買することはできない）。
- ③貨物の輸出およびその他の事由によって外国為替⁽²⁸⁾を所有するものは、中国銀行に預け入れて外国為替預金（外匯存款）とし、これとひきかえに外国為替預金証書（外匯存単）を受領しなければならないこと。
- ④中国銀行内に外国為替取引所（外匯取引所）が設けられ、各〈指定銀

1984年、22頁。宮下忠雄教授によれば、「1950年において、私営輸出入商社が全国輸出入総額中に占めた比重は31.7%であったが、1951年には16.3%、1952年には8.2%」（宮下忠雄著「中国の貿易組織」〈アジア経済研究シリーズ17〉、アジア経済研究所、1961年、69頁）であったとされているが、両数値の差は私営貿易商社が国営商業のために代理して営業した部分が含まれるか否かであると思われる。黄有土「中国対外貿易基礎知識」、福建人民出版社、1981年では、1950年の国営貿易の割合は68.4%、私営貿易の割合は31.6%とされている（同書、29頁）。

(28) 外国為替とは国外で収支されるいっさいの外貨建て金額であって、外国貨幣、外国紙幣、外国貨幣で支払われる手形、電信為替、即時払い為替、一覽払い為替、長期の為替、小切手、旅行者小切手、6カ月以内満期支払いの約束手形、銀行が通常経営する6カ月以内のいっさいの支払い証書、銀行および商業引受為替手形などをふくみ、輸出貨物の販売によって得た外国為替代金、海運保険業その他各業の商人が取引行為によって得た外国為替あるいは外国貨幣、華僑の送金およびその他国外から為替送金された金額、国内の中外の人民が所持する外国貨幣、外国紙幣はみなこれにふくまれる（宮下同上書、117～118頁）。

(29) 〈指定銀行〉を含む（外務省調査局第一課編「中共の貿易（沿革、政策篇）」、昭和26年、294頁）。

行〉がすべてその取引員(交易員)となり、顧客に対し売買のあっせんまたは代理を行うこと(いっさいの場外取引は禁ぜられる)。

⑤外国為替取引所に対しては、中国銀行がなんらかの意味において統制的に作用すること。³⁰⁾

外国為替預金証書は上記の〈指定銀行〉に委託すると、外国為替取引所で人民元と交換してくれる。³¹⁾ 輸入のために外国為替が必要な場合には、対外貿易管理局が発給した輸入許可証に基づいて、外国為替取引所を通じて外国為替預金証書を入手することができる。また、適当な証明書類に基づき、すでに中国銀行から輸出貨物の運賃、コミッションおよび保険料の先払いにあてる外国為替買入れの許可をえたものについても、同様の手続によって外国為替預金証書を入手することができる。³²⁾

1950年3月に出された「關於統一国家財政経済的決定」の中で、外国為替の公定レート、また外国為替の配分は中国人民銀行が統一して管理し、

(30) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」(アジア経済研究シリーズ17)、アジア経済研究所、1961年、113～114頁。なお、為替相場の決定法は毎日公定相場が公示されこれによって売買が行われる地区、寄り付き相場が公示され、取引員が自由に相場を議定する地区など一様ではない。また、預金証書に40日の期限が付され、この期限をこえると中国銀行が当日の公定相場で買い上げる地区と、無期限の地区がある。一部の地区では必ずしも預金としないで、外国為替を直接中国銀行に売却し、人民元を受領することもできる。一部の地区では、外国為替預金とは別に外国貨幣預金にもできる。しかし、これは中国銀行で直接兌換されるのみで、取引所では取引されない。華僑の送金したものについては別の規定があるが、ここでは立ち入らない。地区によっては、必要に応じて期限前でも中国銀行が預金証書を買上げ、売却して市場調節できる優先買上げ権が認められる。(同書、114頁。三木毅著「中国回復期の経済政策—新民主主義経済論—」、川島書店、昭和46年、433頁)。ついでながら、金銀の民間所有は許されたが、輸出は禁止され、輸入と国内移動に際しては携帯証の発給が必要とされた。ただし、一定量以下の金、銀の首飾品および銀質器皿などはこの限りでない。金銀の貨幣的使用、民間売買は禁止されている。中国人民銀行は公定比価によって金銀買上げを行っている。私営の金銀飾品店に対しては、廃止・転業の方策がとられた(宮下同書、117頁)。

(31) 外務省調査局第一課編「中共の貿易(沿革、政策編)」、昭和26年、294頁。

(32) 宮下前掲書、118頁。

各公営経済部門および各機関の要する外国為替については、すべて政務院財政経済委員会が審査し、決定することが定められた。私人の外国為替請求については従来通りとされた。³³⁾

同年6月外国為替取引所は消滅、当然ながら外国為替預金証書の相場もなくなった。同年7月8日から、人民元の対外為替相場は一本化され公定相場が設けられた。また、外国為替預金証書に付されていた40日期限も消滅した。しかし、外国為替の集中の方法は従来通りで、〈指定銀行〉を介して中国銀行に外国為替預金として集中され、輸入などに必要な外国為替は許可証に基づいて〈指定銀行〉を通じて買入れ中国銀行に外国為替預金として預け入れられ（外国為替預金証書が発行される）、〈指定銀行〉を経て中国銀行の為替預金を引き出すという方法がとられている。輸出の場合には、許可証と信用状に基づいて為替の予約をし、³⁴⁾ 所定の手続きと海関の通関証明をうけたのち、これを〈指定銀行〉に持参して預金証受領の手続をとる。〈指定銀行〉は中国銀行に為替を預金して外国為替預金証をうけ取り、輸出商に手渡す。輸出商はこれを〈指定銀行〉に委託して中国銀行に売却して人民元化する。³⁵⁾

1950年5月から、華東区で輸入為替割り当て制度が試験的に始められ、同年10月からは「外匯分配使用暫行弁法」によって、為替割り当て制度が全面的に実施された。貿易に関する部分は以下の通りである。

- ①全国各地のすべての外国為替は中央人民政府政務院財政経済委員会が統一的に掌握、分配、使用する。いかなる部門も規定の申請に基づく

(33) 《当代中国的经济管理》編輯部編「中華人民共和国经济管理大事記」、中国经济出版社、1987年、7頁。宮下同上書、120頁。

(34) 外務省調査局第一課編「中共の貿易（沿革、政策編）」、昭和26年、317～318頁。1950年前半までは元安の基調にあったためこの制度はなかったが、その後元レートが高く設定されたため、1950年8月広州でこの制度が導入され一般化された。この制度の下では為替レートは契約成立時のレートが適用される（《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」、中国社会科学出版社、1989年、406頁）。

(35) 外務省調査局第一課編同上書、298～304頁。

許可なしにこれを運用することができない。財政経済委員会は中国人民銀行に10日毎に全国各地のすべての外国為替収入を報告させ、4半期毎に外国為替の分配使用許可額を中国人民銀行に通知する。

- ②外国為替はすべて割り当てられる。輸入のための外国為替は、保護貿易政策に基づいて、国家建設に必要な器材物資および国内生産物で代替できない器材物資に限って割り当てられる。
- ③中央人民政府の軍政機関、各事業機関、各国営企業が輸入のために要する外国為替は、申請書に輸入計画および必要外国為替額を添付し、上級主管機関に報告、審査をうける。主管機関はこれらを総計して財政委員会に報告、許可をうける。大行政区および所属省・市人民政府の軍政機関、国営企業の場合は、当該区財政経済委員会を経て政務院財政経済委員会の許可をうける。私営企業の場合は、当該省・市人民政府財政経済委員会あるいは商工庁（局）の審査をうけ、大行政区財政経済委員会を経て政務院財政経済委員会の許可をうける。³⁶⁾

上述の基本的枠組の外に、従来から自己で調達した為替で輸入を行うことが許されている自弁為替が存在したが、1950年6月の全国的な為替弁法の改正以後、自弁為替による輸入は漸次限定が付されるようになってきた。これまでは政府機関や軍隊も国営輸入公司によらないで自弁為替によって自由に輸入をする例もあったが、私営業者と同様許可制となり、1950年9月国家機関は自身が直接輸入することが禁止され、輸入はすべて国営輸入公司に委託（私営業者に委託することも禁止）しなければならなくなった。自弁為替輸入は私営業者のみに制限つきで許されることとなった。³⁷⁾

また、華僑のための為替送金業者＝僑批業者は、1950年11月末廈門市政府貿易局の制定した弁法によって、貿易管理局に登録、許可を受ければ、地場消費用の輸入を行うことができるようになった。ただし、輸入用に華

(36) 三木毅著「中国回復期の経済政策—新民主主義経済論—」，川島書店，昭和46年，434～435頁。

(37) 外務省調査局第一課編「中共の貿易（沿革，政策編）」，昭和26年，309～311頁。

僑送金を為替を使用，またはそのために送金期限を延ばしてはならない。1951年3月1日政務院財政経済委員会は「僑匯業管理暫行弁法」を公布した。これによって各地で別々に定められていた弁法は廃止された。新しい弁法では僑匯，僑批についての規定や，僑批業の自弁為替輸入についても規定している。³⁸⁾

貿易決済をどのような形で行うかは貿易形態と関係するが，1949年秋以前はバーター貿易制を原則としていた。1949年秋以降の約1カ年は外国為替取組による貿易方式が主として採用されていた。1950年末頃からは再びバーター貿易制を主とした貿易方式が採用された。³⁹⁾1949年秋からの約1カ年の期間は，すでに述べたやり方で貿易決済が行われてきた。1950年10月からは上に述べた為替割り当て制が実施されてきた。従来商品の輸出入については許可を得たのち，許可証に基づいて外国為替の売買を通じて決済処理してきたのであるが，新しい制度になってからは，輸出入許可過程（即ち輸出入商品管理）と為替管理過程が統一され一本化されたわけである。

1950年末から為替取組による貿易方式中心からバーター貿易方式中心に転換されたことにかんしては，朝鮮戦争の勃発—アメリカの対中国資産凍結，アメリカを中心とする主要国の強固な“禁輸・封鎖”網の形成の中の対応である。バーター貿易で若干の輸出入差額が出るような場合は，甲・乙・丙といった商品分類別，輸出超過・輸入超過別に金額規制が設けられており，中国銀行に申請して許可をえたのち決済することになっている。⁴⁰⁾

この時期特別の貿易金融制度は設けられていない。国营・公営・私営貿易会社はいずれも，従来の伝統的な方法で資金調達を行わなければならない

(38) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」（アジア経済研究シリーズ17），アジア経済研究所，1961年，125～126頁。なお，華僑の国内向け送金の吸収のために特別の優遇措置と僑批業にかんする規定が設けられた（同書，115頁）。

(39) 同上書，104頁。

(40) 三木毅著「中国回復期の経済政策—新民主主義経済論」，川島書店，昭和46年，435頁。

かった。外貨の調達にかんしてはすでに上述したが、国内資金の調達は有担保・無担保信用、オーバー・ドラフト、国内手形割引、外国為替手形割引、手形引き受けなどの方法⁽⁴¹⁾によって行われた。

3 海関と商品検査機構

(1) 海 関

1949年10月設立された海関総署は、政務院の下で財政経済委員会の指導を受ける財政部、貿易部、中国人民銀行などと対等の地位にある機関として設けられた。海関総署の組織は同年12月政務院第13次政務会議で試行が批准された「中央人民政府政務院海関総署試行組織条例」に規定されている。翌50年1月中央人民政府は「関于関税政策和海関工作的決定」において、関税政策と海関工作に関する基本方針を示した。この「決定」の中で、中国は海関政策上の独立主権と海関事業管理の自主権の回復の上に立って、以下の基本方針の下に体制整備と政策遂行をはかっていくと述べている。

- ①目下の条件下における海関工作と国家の対外貿易工作上の監督と管制は、中国人民経済の回復と発展に重要な役割を果たすべき任務を担っている。海関税則は必ず国家の生産を保護しなければならない、国内生産品の外国商品との競争を保護しなければならない。
- ②海関総署は統一的に集中された独立自主の国家機関でなければならない。海関総署は各種の貨物および貨幣の輸出入に対して実際の監督・管理を執行し、関税の徴収、密輸との闘争を行い、以て資本主義国家の経済侵略を受けまいよう保護しなければならない。
- ③海関と直接関係のない職務（港湾の管理、河道の浚渫、助航設備の建

(41) 黄德利・朱鳳蔭編「我国社会主义銀行会計的歴史発展」、中央広播電視大学出版社、1985年、144頁、179～190頁。外務省調査局第一課編「中共の貿易（沿革、政策編）」、昭和26年、296頁。後にみるように、中国銀行は為替手形割引業務を行わなくなる。

築、国境・海岸の巡衛など）は、海関から他の関係機関に移管する。⁽⁴²⁾

この方針に沿って、旧来の海関組織が新しく編成替えされることになったが、先ず1950年2月海関総署は全国海関の関名の変更に関する通達を発した。同年12月中央人民政府政務院は「関于設立海関原則和調整全国海関機構の指示」乙部において、次頁の26地方海関（あるいは関）、9分関、35支関の設立を決定した。

上述したように、従来海関業務は解放区、それを引き継ぐ大行政区別に取り仕切られていたが、ここにほぼ統一的な海関機構が成立することになったわけである。しかし、海関人事、財務が海関総署によって統一的に掌握されるようになったものの、地方海関は大行政区人民政府の指導をうけることになっている。⁽⁴⁵⁾

東北地区と華南地区では事情が異なり、旧機構が1～2年残された。東北地区においては、東北海関管理局が1949年9月東北行政委員会によって東北貿易部の下に設置された。1950年3月8日政務院財政経済委員会は、東北海関管理局を海関総署の代表機関とする通知を発した。東北海関管理局はここに、海関総署と東北財政経済委員会の二重指導をうけることになったわけである。

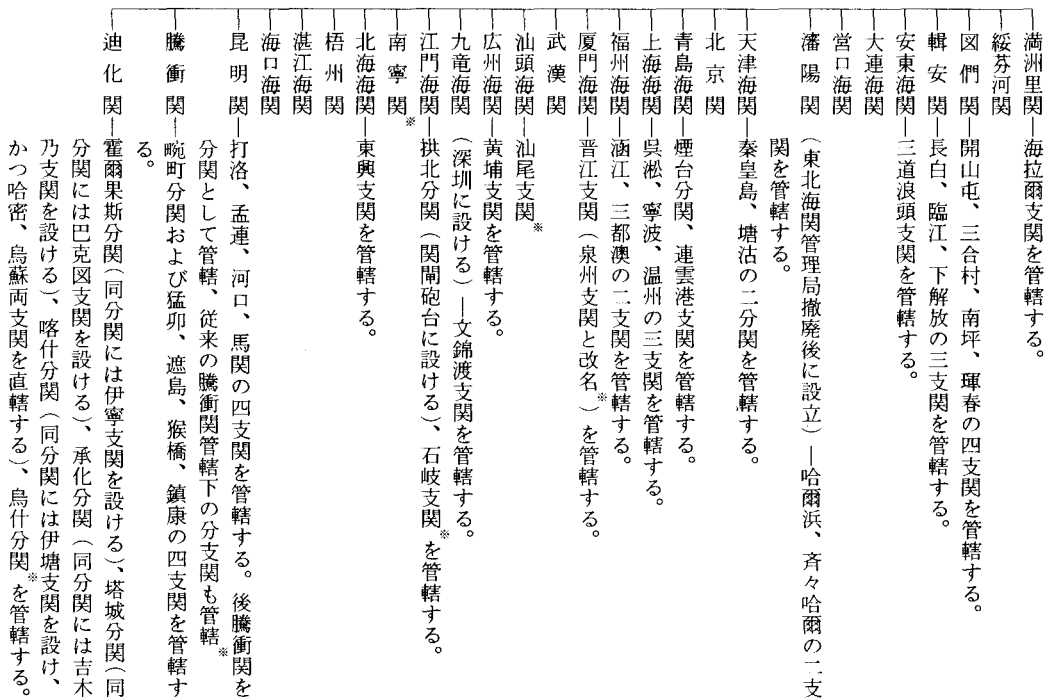
華南地区では1950年12月の「指示」の線に沿って新しい海関機構が整えられたが、旧来の華南地区の海関管理機関としての華南海関処が52年2月

(42) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」（アジア経済研究シリーズ17）、アジア経済研究所、1961年、20頁、34～35頁。中央人民政府海関総署編「新中国海関」、新華書店、1951年、69～71頁（同書所収「決定」本文）。なお、関税制度と関税そのものについては別稿を予定しているので、本稿では立ち入らない。

(44) 「各区の関税は東北については、別段の規定があるが、その他はいずれも中央に引き渡している。しかも規定の期限どおりに国庫に納入せられ、定期に税收金額が報告せられている。1951年から東北をのぞいて、その他の各海関の経費は一律に海関総署が統一的に支給することとなった。」（宮下同上書、42頁）。

(45) 中央人民政府海関総署編「新中国海関」、新華書店、1951年、78～79頁（同書所収「中華人民共和国暫行海関法」本文）。

第1図 全国の海関



(注) ※のついた関、分関、支関は当初の決定後1951年10月までに増設、改名、管轄変更が行われたものを示す。

(43) 中央人民政府海関総署編「新中国海関」、新華書店、1951年、129～131頁(同書所収「指示」本文)、宮下忠雄著「中国の貿易組織」(アジア経済研究所リポート)、アジア経済研究所、1961年、40～41頁。※のついた事項は同上「新中国海関」の注記による。

24日まで残され、同25日撤廃された。海関総署は同2月15日駐華南特派員を派遣した。⁽⁴⁶⁾

東北地区と華南地区で1～2年の遅れが出たのには、次のような事情があったといわれている。華南地区では、海関は密輸業者の上前をはねるのが常識となっていたといったようなかなり乱れた事情があり、機構整序に先んじてまずは質的向上をはかるため、地元行政区の強力な管理機構に頼らざるを得なかった。華南地区の事情と対照的に東北地区では海関機構はかなり整備されていたから、むしろ東北地区の海関機構整備は全国的な機構整備に先行していたといえる。したがって、この段階における全国的な海関機構に全体的に包摂してしまいくい面があった。このことの背景には東北地区解放の歴史的事情と、経済政策上の特殊戦略性があった。⁽⁴⁷⁾

輸出入商品の統一検査機構としては、1949年10月19日一応貿易部国外貿易司の中に商検処が創設された。⁽⁴⁸⁾しかし、当時は商品検査局は直接には大行政政府人民政府貿易部に属し、輸出入商品検査条例も各行政区別に制定せられていた。⁽⁴⁹⁾輸出入商品の検査事項を全国的に統一規定した若干の法令も漸次制定されてはきたが、⁽⁵⁰⁾全国的に統一された輸出入商品検査の基本条例の制定と、直接中央に統一組織された検査機構の確立は、さらに後の時期までまたなければならなかった。

なお、1950年5月1日天津市人民政府が中外の私営検査・公証業務を禁止して以来、漸次中外の私営検査・公証業務は禁止、停業の動きとなっていった。⁽⁵¹⁾

(46) 関係筋に対する筆者の確認調査による。

(47) 外務省調査局第一課編「中共の貿易（沿革、政策篇）」、昭和26年、267頁、174～177頁。

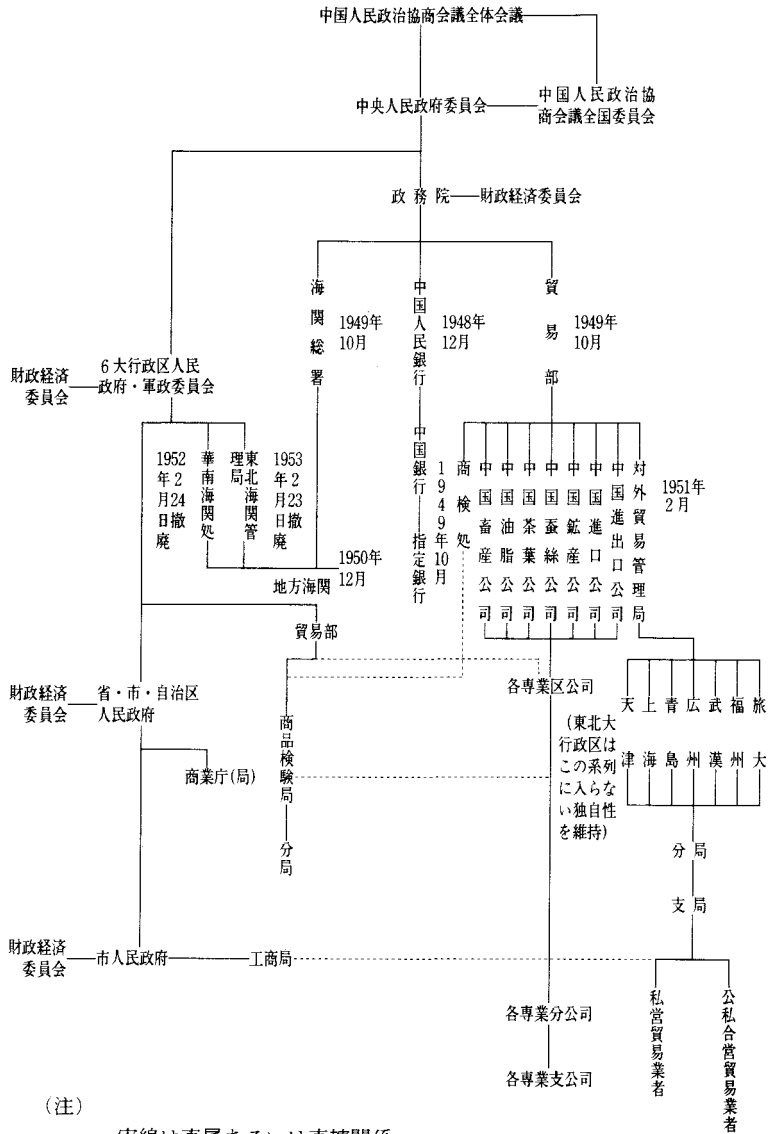
(48) 関係筋に対する筆者の確認調査による。

(49) 前掲書、246頁。形式的には商検処が検査事務を総覧する。各検査局は業務の面では商検処の領導に従うとともに、当該地方政府の行政的指導に服するということになる。

(50) 宮下忠雄著「中国の貿易組織」（アジア経済研究シリーズ17）、アジア経済研究所、1961年、29頁。

(51) 前掲書、249頁。同上書、31頁

第2図 建国初期(1951年当時)の貿易機構



(注)
 —— 実線は直屬あるいは直轄関係
 点線は間接領導関係